広島県告示第六百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年四月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

告示番号	平成二十八年広島県告示第四百二十五号						
所在地	広島県呉市安浦町安登西十丁目、同市安浦町安登東六丁目及び同市安浦町安登地内						
土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
安登西一〇丁目六（一一〇四―三）	急傾斜地の崩壊	安登東六丁目八（六三八九）	急傾斜地の崩壊	安登西一〇丁目六（一一〇四―三）	急傾斜地の崩壊	安登東六丁目八（六三八九）	急傾斜地の崩壊
寸田原川（七五三九隣ｂ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｂ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｂ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｂ）	土石流
寸田原川（七五三九隣ｃ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｃ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｃ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｃ）	土石流
寸田原川（七五三九隣ｄ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｄ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｄ）	土石流	寸田原川（七五三九隣ｄ）	土石流